

**令和7年度版**

**奈良県こども家庭相談センター  
業務のあらまし**

**奈良県中央こども家庭相談センター  
奈良県高田こども家庭相談センター**



## はじめに

奈良県こども家庭相談センターでは、「すべての子どもと家庭の安心を守る」ことを使命とし、児童相談所、女性相談支援センター、配偶者暴力相談支援センターという三つの機能を有する総合相談機関として、日々多様な課題に向き合いながら、相談や支援、保護に取り組んでおります。

近年、子どもや家庭を取り巻く環境は急速に複雑化しており、とりわけ児童虐待、貧困、ヤングケアラーの問題など、支援を要する家庭の状況はより深刻化・多様化の様相を呈しています。

中でも、令和 5 年に橿原市で発生した児童虐待による痛ましい死亡事案は、県民の皆さまの心に深い衝撃を与えただけでなく、私たち支援機関に対しても、真の意味で「子どもの命と権利を守る」責任の重さを改めて突きつける出来事となりました。この事案に対しては、奈良県と橿原市が共同で検証を行い、通告対応や関係機関連携の在り方について課題と教訓を明らかにしました。私たちはこの結果を真摯に受け止め、支援体制の見直しと再構築に取り組むとともに、同様の悲劇を繰り返さぬよう、一層の努力を重ねてまいります。

また、令和 6 年 4 月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性法）」により、DV や性暴力、妊娠・出産、生活困窮、性搾取などの困難を抱える女性に対して、法的根拠に基づく一体的な支援が可能となりました。女性と子どもの支援を切り離さず、家庭全体に寄り添った支援を行うことが、虐待の予防と早期発見にも直結すると考えています。

さらに、家族の介護や世話を担うヤングケアラーの存在も、見えにくい困難の一つです。奈良県ではヤングケアラー支援窓口を設け、声なき声を受け止める体制整備を進めています。子どもが「子どもらしく」過ごせる環境を守ることは、私たちすべての大人に課された責務です。

今後、児童の保護に関わる判断においては、ますます司法的視点（司法審査）の導入や第三者的検証の重要性が増すと考えられます。子どもの権利擁護に関する社会の関心と水準が高まる中で、私たちは専門性と公正性を重んじた支援体制を築いていかねばなりません。

本冊子「業務のあらまし」では、奈良県こども家庭相談センターの主な業務内容と取組状況を皆さまにご報告するとともに、今後の課題と展望についてもご理解を深めていただけるよう構成しております。関係機関の皆さまには、引き続きのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和 7 年 10 月

奈良県中央こども家庭相談センター所長 阪口 孝子  
奈良県高田こども家庭相談センター所長 森田 太津子

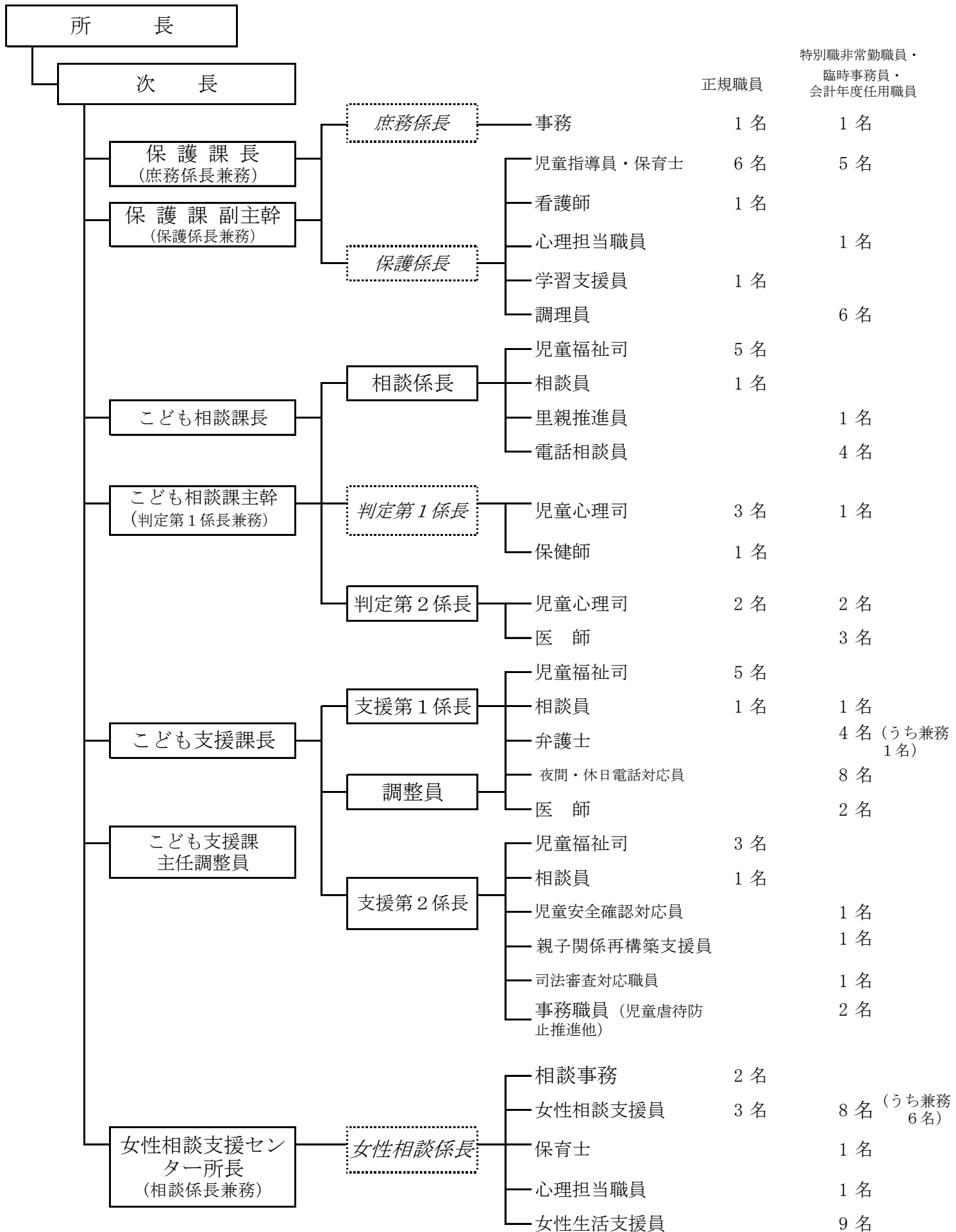
# 目 次

## はじめに

<b>I 組織図および管内状況</b>	頁
1 中央こども家庭相談センター .....	1
2 高田こども家庭相談センター .....	2
<b>II 沿革</b> .....	3
<b>III 児童相談部門</b>	
1 児童相談所業務の概要 .....	4
2 児童相談の流れ .....	5
3 児童相談の分類 .....	6
4 児童相談業務の統計 .....	7～10
5 里親の状況 .....	11～12
6 判定業務の統計 .....	13～14
7 児童虐待相談の統計 .....	15～17
8 一時保護業務の統計 .....	18～19
9 子どもと家庭テレホン相談の状況 .....	20
<b>IV 女性相談部門</b>	
1 女性相談支援センター業務の概要 .....	21
2 女性相談の主な関係機関と支援 .....	21
3 女性相談の主訴分類 .....	22
4 女性相談業務の統計 .....	23～28
5 証明書等の発行状況 .....	29
6 心理担当職の業務 .....	29
<b>関係機関・施設一覧</b> .....	30～33

# I 組織図および管内状況

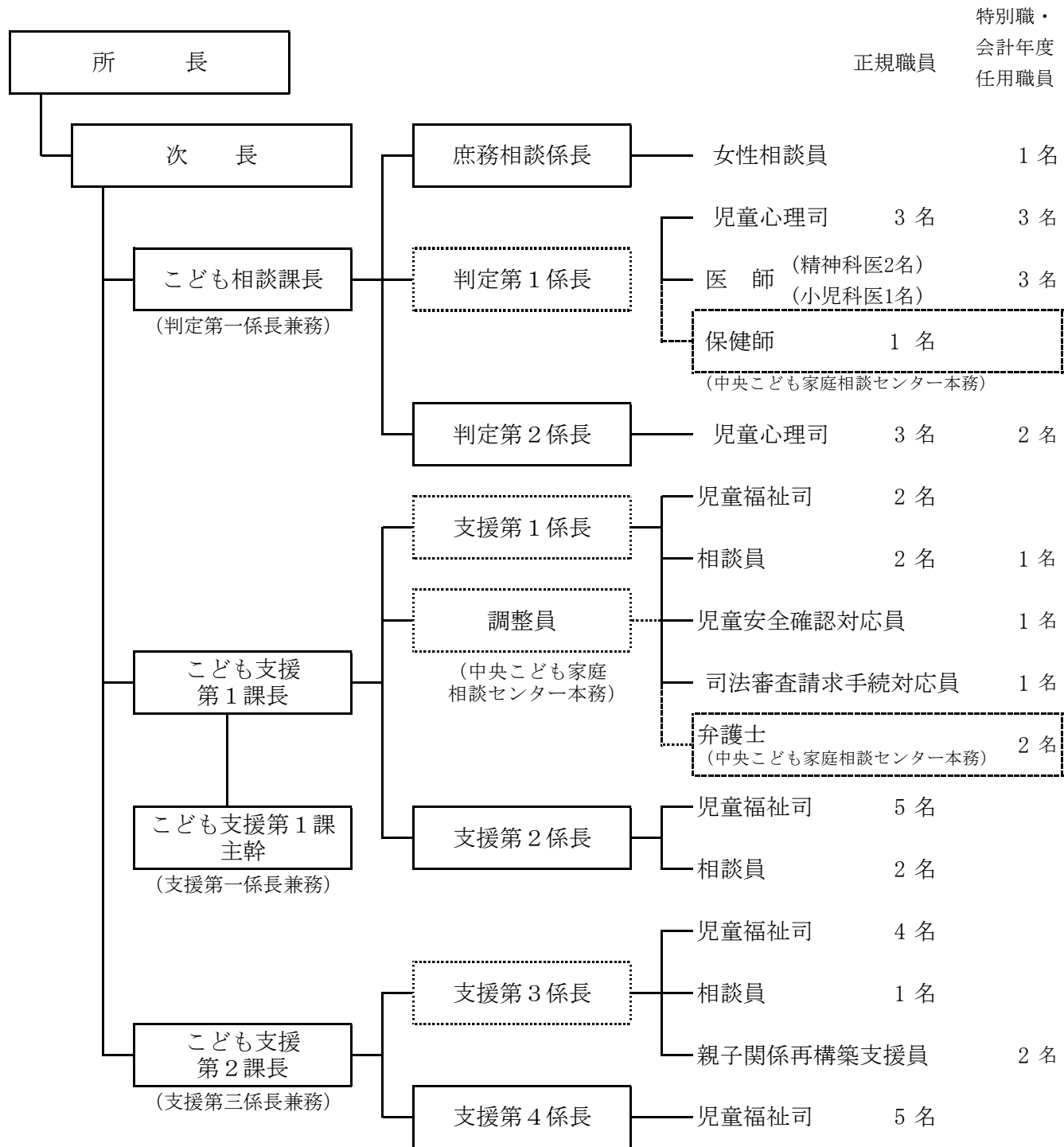
○中央こども家庭相談センター（令和7年7月1日現在）



総数 103名 (兼務のみ職員除く) (正規職員 50名 臨時的任用・会計年度任用・非常勤職員 53名)

所在地	〒630-8306 奈良市紀寺町833 こども相談部門 電話:0742-26-3788、FAX:0742-26-5651 女性相談部門 電話:0742-22-4083、FAX:0742-93-8130
管轄区域	5 市 (大和郡山市、天理市、桜井市、生駒市、宇陀市) 7 町 (平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町) 3 村 (山添村、曾爾村、御杖村)
人口	総数 458,760人、児童人口 64,789人 (※令和6年10月1日現在)

○高田こども家庭相談センター(令和7年7月1日現在)



総数 54名 ( 正規職員 38名、 特別職・会計年度任用職員 16名 )

所在地	〒635-0095 大和高田市大中17-6 電話:0745-22-6079 FAX:0745-23-5527
管轄区域	6 市 ( 大和高田市、橿原市、五條市、御所市、香芝市、葛城市 ) 8 町 ( 高取町、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町 ) 9 村 ( 明日香村、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村 )
人 口	総数 478,777人、 児童人口 66,315人 (※令和 6年10月1日現在)

## Ⅱ 沿革

昭和23年	6月	1日	社会福祉法人恩賜財団済生会奈良病院診療所内（奈良市杉ヶ町）に児童相談所を設置。その後、間もなく奈良保健所内（奈良市油阪町）に移転。
昭和23年	11月	1日	伝香寺内（奈良市小川町）に児童の一時保護所を設置。
昭和24年	10月	5日	武徳会弓道場跡（奈良市登大路町48番地）へ児童相談所及び児童一時保護所を移転。
昭和32年	4月	1日	売春防止法（昭和31年法律第118号）の施行（昭和32年4月1日）に伴い、婦人相談所（奈良市鶴福院町33番地）を設置。
昭和33年	4月	1日	現在地（奈良市紀寺町833番地）に児童相談所及び児童一時保護所を新築移転。
昭和37年	11月	1日	児童一時保護所及び倉庫を増築。
昭和45年	12月	10日	児童相談所及び児童一時保護所を改築。
昭和53年	6月	1日	人口増並びに児童相談件数の増加に伴い、高田児童相談所を新設。児童相談所を中央児童相談所とする。
昭和54年	4月	1日	婦人相談所を児童相談所の隣地（奈良市紀寺町832番地）に新築移転。
昭和63年	4月	26日	現在地（大和高田市大中17番6号）に高田児童相談所を新築移転。
平成5年	10月	1日	中央児童相談所に「子どもと家庭テレホン相談」を開設。
平成8年	11月	30日	婦人相談所の相談室を増築
平成14年	4月	1日	中央児童相談所と婦人相談所を統合し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）の施行に伴い、新たに配偶者暴力相談支援センター機能を追加し、「中央こども家庭相談センター」に名称変更。 高田児童相談所を「高田こども家庭相談センター」に名称変更。 中央こども家庭相談センター女性相談部門に心理担当職員を配置。 児童一時保護所に心理担当職員を配置。
平成16年	4月	1日	中央こども家庭相談センター女性相談部門を増改築。
平成17年	4月	1日	児童虐待に対応するため、中央こども家庭相談センター児童相談部門に「こども支援課」を新設し、休日夜間対応員を配置。
平成18年	4月	1日	こども支援課に家族療法対応員を配置。
平成19年	4月	1日	こども相談課に里親委託推進員を配置。
平成20年	4月	1日	こども支援課に主幹、児童心理司を配置。
平成21年	4月	1日	こども支援課に係関係機関支援専門職員（児童福祉司）を配置。
平成22年	4月	1日	女性相談課に保育士を配置。
平成23年	4月	1日	保護課に学習支援員を配置。
平成24年	4月	1日	こども支援課に主幹（高田専従）、保護課に個別対応員を配置。
平成25年	7月	31日	中央こども家庭相談センター新こども相談棟完成。
平成26年	1月	31日	女性相談棟における学習室・警備員室新設及び厨房改修。芝生のグラウンド及び駐車場整備。
平成26年	4月	1日	一時保護所定員増に伴い、児童指導員を増員。
平成27年	4月	1日	こども支援課に調整員（高田センター兼務）及び保護者指導支援員を配置。
平成28年	4月	1日	保護課の児童指導員を嘱託職員から臨時事務員に振替して配置。
平成29年	4月	1日	児童福祉法の改正により、こども家庭相談センターの組織を改正。 中央センターこども相談課及びこども支援課を1係制から2係制に変更。 両センターの職員定数を増やし、福祉職採用による児童福祉司を配置。 非常勤職員弁護士を配置（両センターを兼務）。
令和元年	7月	1日	健康増進法の一部改正に伴い、施設内全面禁煙を実施。
令和2年	9月	1日	両センターに児童安全確認対応員を配置。
令和4年	4月	1日	高田こども家庭相談センターを課制に移行。 奈良市子どもセンターの設置に伴い、中央こども家庭相談センターの管轄区域から奈良市を削除。
令和5年	4月	1日	保育士・児童指導員・児童福祉司・社会福祉主事の職種をまとめた社会福祉職採用による職員を配置。
令和6年	4月	1日	困難女性支援法施行により、婦人相談所から「女性相談支援センター」へ名称を変更。 「子どもと家庭テレホン相談」を「こどもと家庭・女性テレホン相談」に名称変更

### Ⅲ 児童相談部門

#### 1 児童相談所業務の概要

##### ① 目的

こども家庭相談センターの児童相談部門（児童相談所）は、児童福祉法第12条に基づき設置されている行政機関であり、市町村と協働・連携・役割分担を図り、子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題または子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を捉え、援助を行い、子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを目的として設置されています。

##### ② 相談の受付

子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものについて、原則として0歳から18歳未満の児童に対して、児童福祉司や児童心理司、保健師や医師等の専門職が、発達相談や、非行相談、また増加している虐待相談等、さまざまな相談に応じています。

##### ③ 児童相談所の基本的機能

###### (1) 市町村援助機能

市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行います。

###### (2) 相談機能

子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識技術を必要とするものについて、必要に応じて子どもの家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、診断、判定（総合診断）し、それに基づいて援助方針を定め、自ら又は関係機関等を活用し、一貫した子どもの援助を行います。

###### (3) 一時保護機能

必要に応じて子どもを家庭から離して一時保護します。

###### (4) 措置機能

子ども又はその保護者を児童福祉司、児童委員（主任児童委員を含む）、児童家庭支援センター等に指導させ、又は子どもを児童福祉施設、指定医療機関に入所させ、又は里親に委託する等の措置を行います。

##### ④ 相談援助活動の展開

###### (1) 調査、診断、判定

受け付けた相談について、児童福祉司等による調査に基づく社会診断、児童心理司等による心理診断、医師による医学診断、一時保護所の児童指導員、保育士等による行動診断などをもとに、総合診断を行い、個々の子どもに対する援助方針を作成します。援助方針の策定に際しては、可能な限り子どもや保護者と協議を行います。

###### (2) 援助

上記援助方針に基づいて子ども、保護者、関係者等に対して指導、措置等の援助を行います。

###### (3) 支給決定

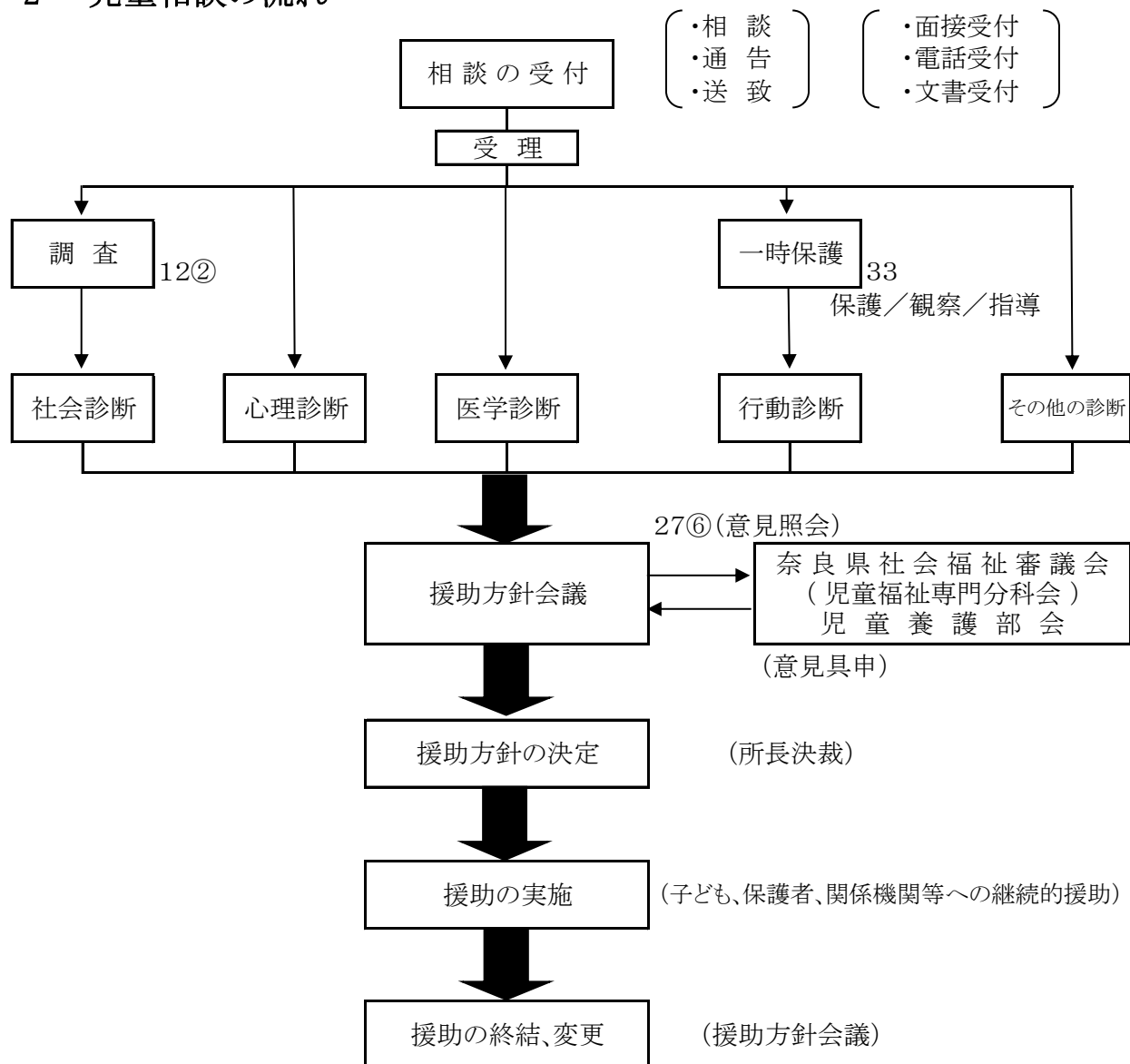
障害児入所施設の契約利用に際しては、障害児入所給付費、障害児入所医療費等の支給決定を行い、障害児入所施設受給者証を交付します。

###### (4) 里親を希望する者の調査

里親を希望する者から相談を受けた場合、児童福祉司等が家庭訪問を含め、必要な調査を十分に行った上、その適否を明らかにする書類等を知事に送付します。



## 2 児童相談の流れ



援	助
1 在宅指導等 (1) 措置によらない指導 ア 助言指導 イ 継続指導 ウ 他機関あっせん (2) 措置による指導 ア 児童福祉司指導(26①Ⅱ、27①Ⅱ) イ 児童委員指導(26①Ⅱ、27①Ⅱ) ウ 市町村指導(26①Ⅱ、27①Ⅱ) エ 児童家庭支援センター指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) オ 知的障害者福祉司、社会福祉主事指導 (27①Ⅱ) カ 障害者等相談支援事業を行う者の指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) キ 指導の委託(26①Ⅱ、27①Ⅱ) (3) 訓戒、誓約措置(27①Ⅰ)	2 児童福祉施設入所措置(27①Ⅲ) 指定発達支援医療機関委託(27②) 3 里親・小規模住居型児童養育事業委託措置 (27①Ⅲ) 4 児童自立生活援助の実施(33の6①) 5 市町村への事案送致(26①Ⅲ) 福祉事務所送致、通知(26①Ⅳ) 市町村長報告・通知、知事報告・通知 (26①Ⅴ、Ⅶ、Ⅷ、63の2、63の3) 6 家庭裁判所送致(27①Ⅳ、27の3) 7 家庭裁判所への家事審判の申し立て ア 施設入所の承認(28①②) イ 親権喪失の審判等の請求(33の7) ウ 未成年後見人選任の請求(33の8) エ 未成年後見人解任の請求(33の9)

※ 数字は児童福祉法の該当条項

### 3 児童相談の分類

養護相談	① 児童虐待相談	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談。 (1) 身体的虐待 生命・健康に危険のある身体的な暴行 (2) 性的虐待 性交、性的暴行、性的行為の強要 (3) 心理的虐待 暴言や差別など心理的外傷を与える行為、子どもが同居する家庭における配偶者、家族に対する暴力 (4) 保護の怠慢・拒否（ネグレクト） 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児
	② その他の養護相談	父または母等保護者の家出・失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、未成年後見人を待たぬ子ども等、児童虐待相談以外の環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談。
保健相談	③ 保健相談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息その他の疾患（精神疾患を含む）を有する子どもに関する相談。
障害相談	④ 肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。
	⑤ 視聴覚障害相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談。
	⑥ 言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談（言葉の遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合は該当する種別に分類する）。
	⑦ 重症心身障害相談	重症心身障害児に関する相談。
	⑧ 知的障害相談	知的障害児に関する相談。
	⑨ 発達障害相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の子どもに関する相談。
非行相談	⑩ ぐ犯行為等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のご犯行為、問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として児童福祉法第25条による通告のあった子ども、または警察署からの通告はないが触法行為があったと思料される子どもに関する相談。
	⑪ 触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から児童福祉法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談（受け付けた時には通告がなくとも調査の結果通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する）。
育成相談	⑫ 性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する子どもに関する相談。
	⑬ 不登校相談	学校および幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある子どもに関する相談（非行や精神疾患、養護問題が主である場合等には、該当する種別に分類する）。
	⑭ 適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
	⑮ 育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談。
	⑯ その他の相談	上記の①～⑮のいずれにも該当しない相談。

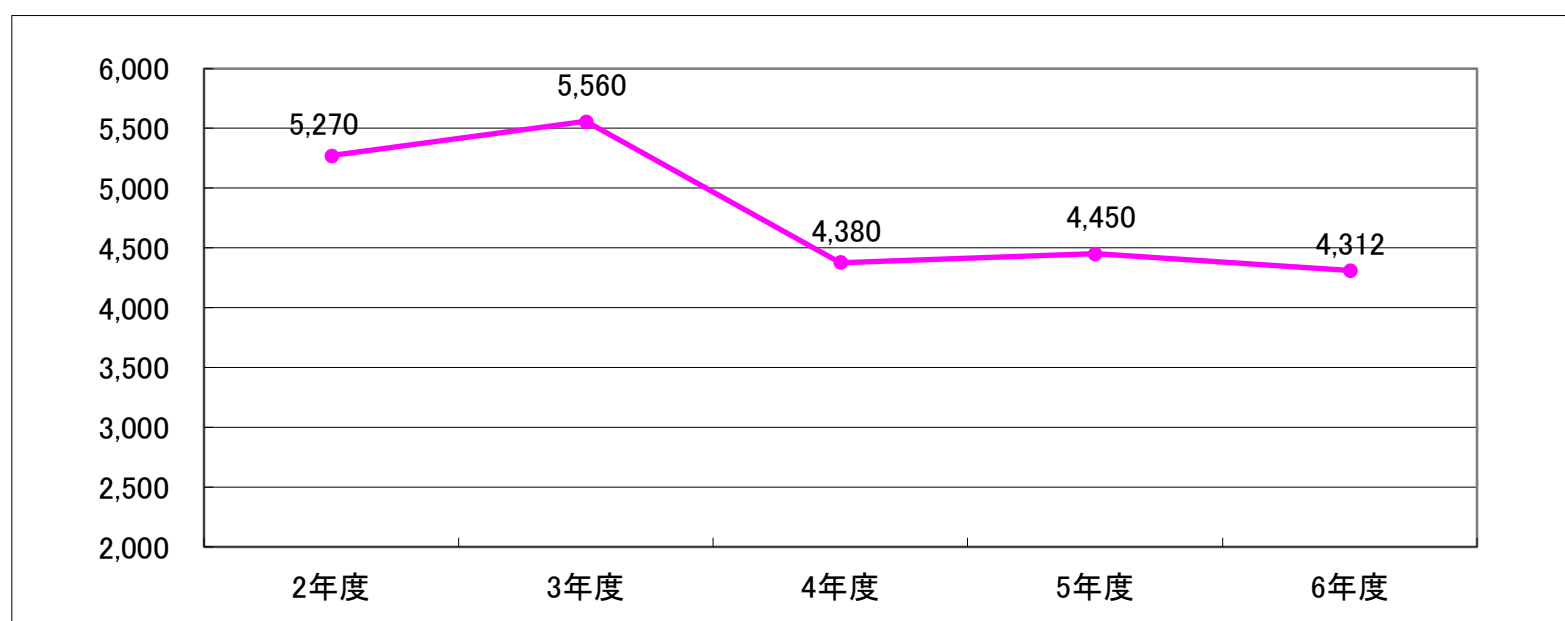
#### 4 児童相談業務の統計

※ 4年度以降は、令和4年4月1日に設置された奈良市子どもセンター所管分を除いた数値。

##### (1) 相談受付件数の推移

【単位：件】

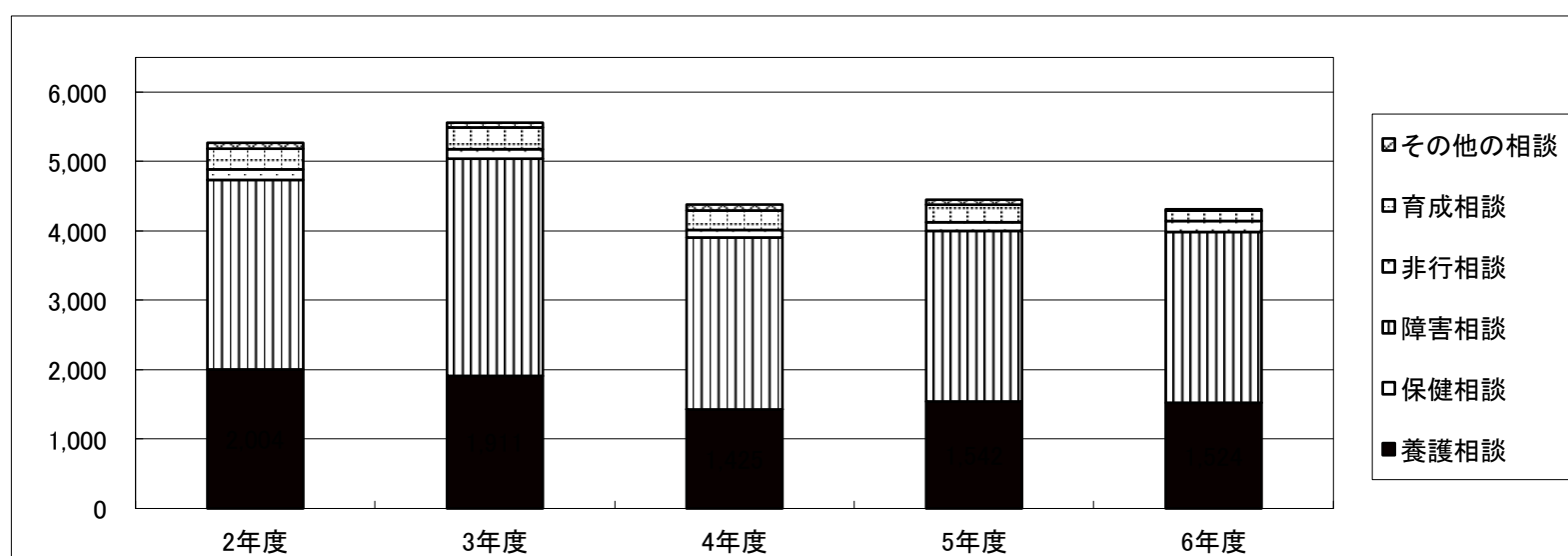
	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
a) 中央こども家庭相談センター	3,058	3,234	2,239	2,187	2,363
b) 高田こども家庭相談センター	2,212	2,326	2,141	2,263	1,949
c) 小計(a+b)	5,270	5,560	4,380	4,450	4,312
d) こどもと家庭・女性テレホン相談(児童部門のみ)	542	617	364	275	157
e) 総件数(c+d)	5,812	6,177	4,744	4,725	4,469



##### (2) 相談種類別受付件数の推移

【単位：件、( )内%】

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
① 養護相談	2,004 (38)	1,911 (34)	1,425 (33)	1,542 (35)	1,524 35%
② 保健相談	0 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	0 0%
③ 障害相談	2,731 (51)	3,130 (56)	2,478 (57)	2,458 (55)	2,461 57%
④ 非行相談	152 (3)	137 (2)	109 (2)	125 (3)	158 4%
⑤ 育成相談	298 (6)	313 (6)	280 (6)	253 (6)	149 3%
⑥ その他の相談	85 (2)	69 (1)	86 (2)	72 (2)	20 0%
合計(①+②+③+④+⑤+⑥)	5,270 (100)	5,560 (100)	4,380 (100)	4,450 (100)	4,312 100%

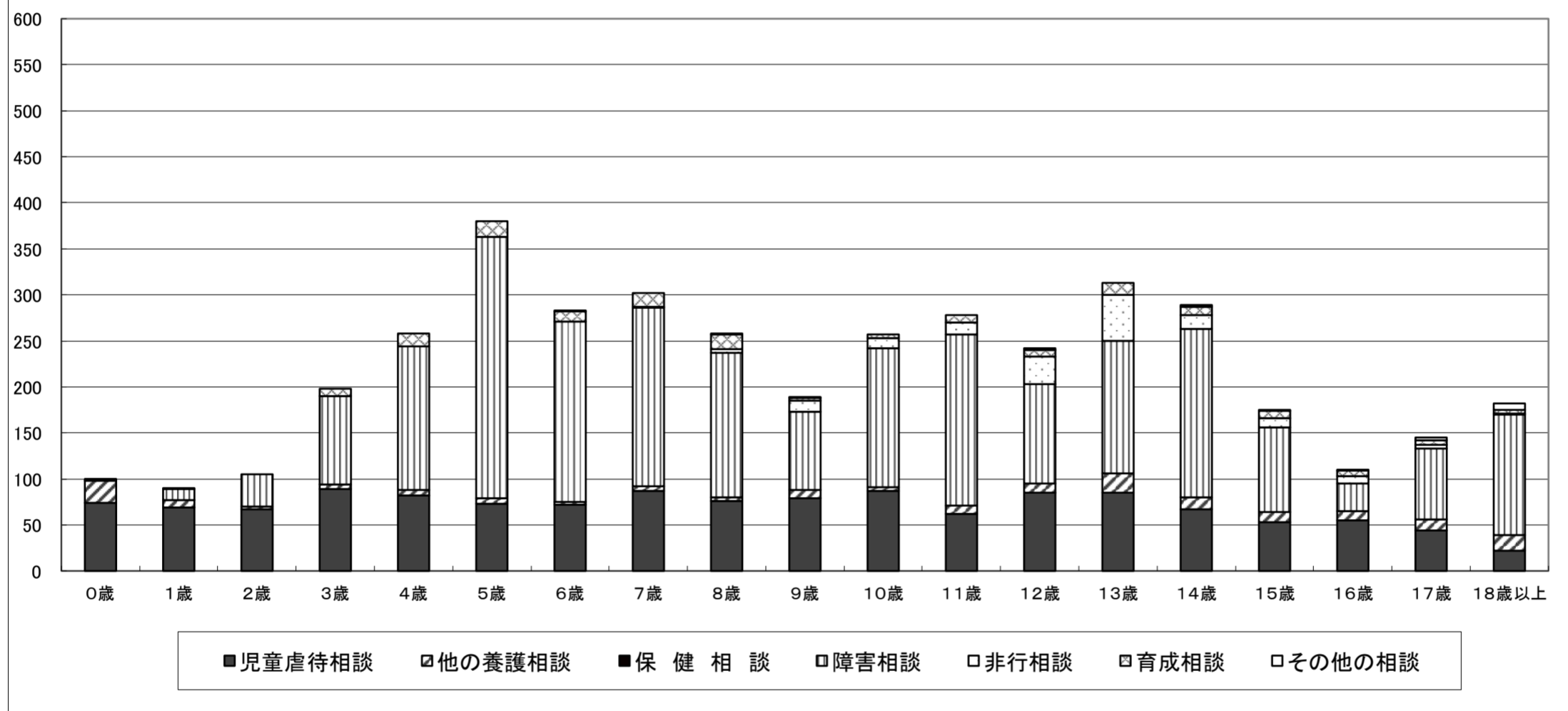


(3) 年齢別・種類別相談受付件数

【単位：件】

		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳以上	年齢不詳	総計
養護相談	児童虐待	74	69	67	89	82	73	72	87	76	79	87	62	85	85	67	53	55	44	22	7	1,335
	他の養護	24	8	3	5	6	6	3	5	4	9	4	9	10	21	13	11	10	12	17	9	189
	小計	98	77	70	94	88	79	75	92	80	88	91	71	95	106	80	64	65	56	39	7	1,524
保健相談		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
障害相談	肢体不自由	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	視聴覚障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	2
	言語発達障害等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	重症心身障害	2	1	2	0	2	3	0	2	7	2	2	1	1	2	1	5	2	3	3		41
	知的障害	0	11	31	90	132	248	186	189	143	82	142	183	103	142	180	87	27	74	128	142	2,320
	発達障害	0	0	2	6	22	32	10	3	7	1	7	1	4	0	2	0	0	0	0	0	97
	小計	2	12	35	96	156	284	196	194	157	85	151	186	108	144	183	92	30	77	131		2,461
非行相談	ぐ犯行為等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	3	5	8	7	7	8	4	1		47
	触法行為等	0	0	0	0	0	0	0	1	4	10	9	10	25	42	8	3	0	0	0		112
	小計	0	0	0	0	0	0	0	1	4	12	11	13	30	50	15	10	8	4	1		159
育成相談	性格行動等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	4	3	6	7	4	6	5	2		39
	不登校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0		1
	適性	0	0	0	8	14	17	11	15	16	2	2	3	3	7	2	4	0	0	2		106
	育児・しつけ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0		2
	小計	0	0	0	8	14	17	11	15	16	3	4	8	7	13	9	8	6	5	4		148
その他の相談		0	1	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	2	0	2	1	1	3	7		20
総計		100	90	105	198	258	380	283	302	258	189	257	278	242	313	289	175	110	145	182		4,312

令和6年度児童相談状況(年齢別)

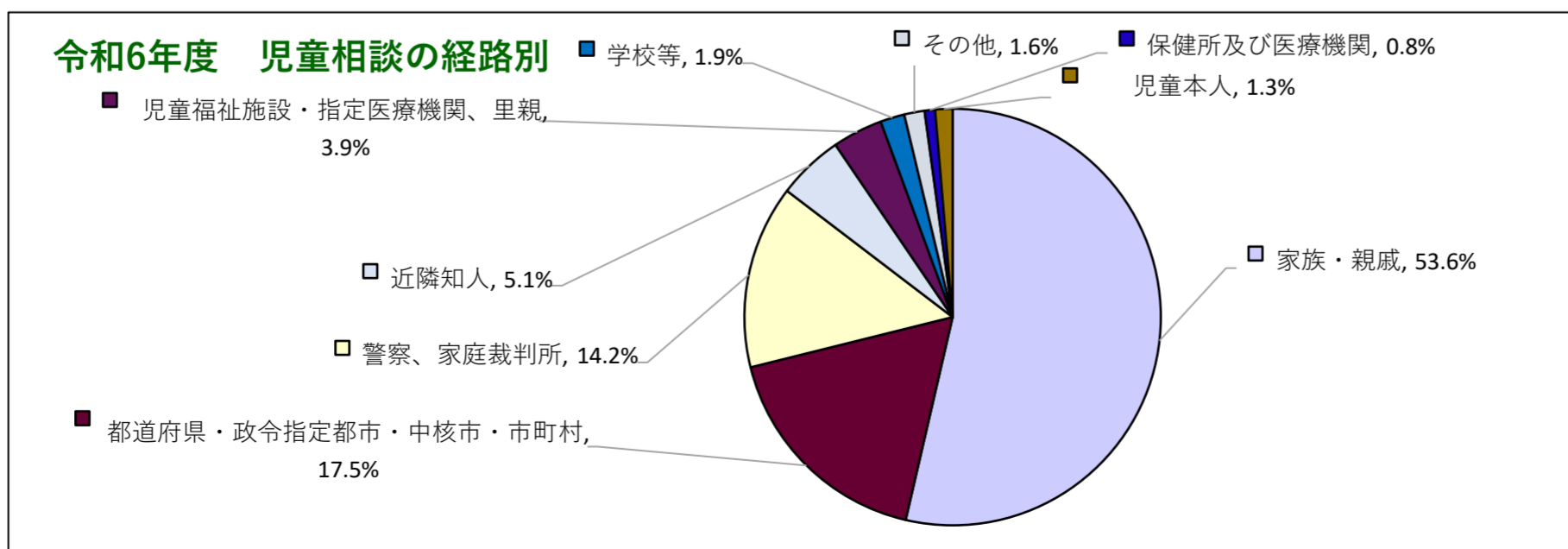


(4) 経路別受付件数

【単位：件】

	都道府県・政令指定都市・中核市・市町村					児童福祉施設・指定医療機関等					家庭 保健所及び医療機関				学校等			家族	近隣	児童	その他	総計			
	児童福祉相談所	保健センター	児童委員	その他	保育所※	児童福祉施設	指定医療機関	児童家庭支援センター	里親	警察署	保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等	・ 親戚	・ 知人	本人							
男	68	164	14	0	192	1	52	3	1	8	320	7	0	14	0	29	5	1,657	129	33	39	2,736			
女	61	142	12	0	146	2	45	4	1	3	286	0	1	20	0	46	1	655	92	25	29	1,571			
性別不詳	0	3	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5			
計	129	309	26	0	339	3	97	7	2	11	607	7	1	34	0	75	6	2,312	221	58	68	4,312			
割合	3.0%	7.2%	0.6%	0.0%	7.9%	0.1%	2.2%	0.2%	0.0%	0.3%	14.1%	0.2%	0.0%	0.8%	0.0%	1.7%	0.1%	53.6%	5.1%	1.3%	1.6%	100%			
グループ計	803					120					614				35			81			2,312	221	58	68	4,312
	17.5%					3.9%					14.2%				0.8%			1.9%			53.6%	5.1%	1.3%	1.6%	100%

※認定こども園の数は、保育所欄に含む。



(5)市町村別・相談種類別受付件数

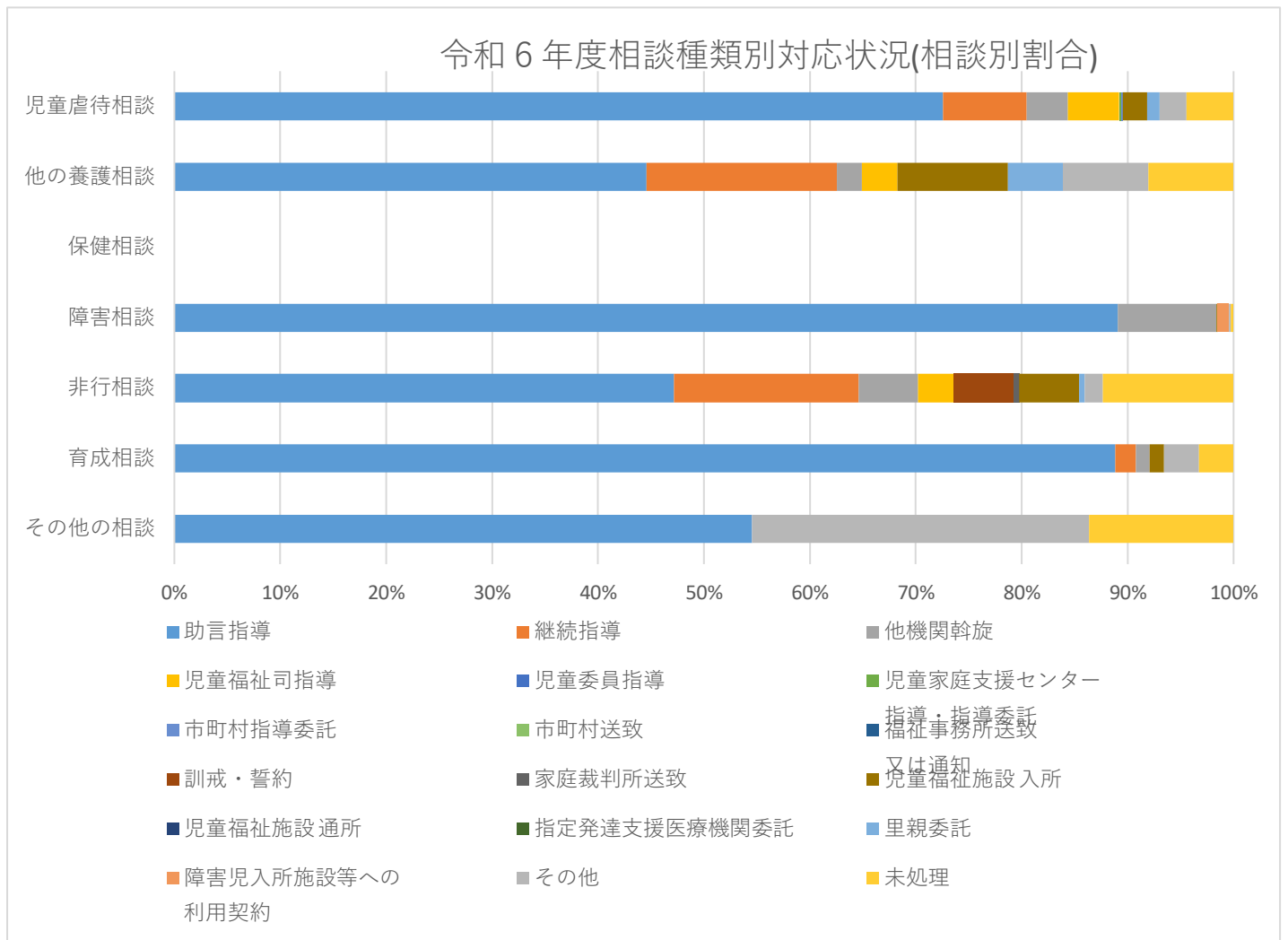
(単位:件)

	養護相談			保 健 相 談	障害相談							非行相談			育成相談				そ の 他 の 相 談	総 計	
	児 童 虐 待 相 談	他 の 養 護 相 談	小 計		肢 体 不 自 由 相 談	視 聴 覚 障 害 相 談	言 語 発 達 障 害 等 相 談	重 症 心 身 症 害 相 談	知 的 障 害 相 談	発 達 障 害 相 談	小 計	ぐ 犯 行 為 等 相 談	触 法 行 為 等 相 談	小 計	性 格 行 動 等 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談	育 児 ・ し っ け 相 談			小 計
奈良市	2	4	6	0	0	1	0	2	23	0	26	0	6	6	0	0	1	0	1	0	39
大和高田市	110	18	128	0	0	0	0	2	147	2	151	2	14	16	4	0	17	0	21	4	320
大和郡山市	126	13	139	0	0	0	0	4	257	31	292	3	12	15	7	0	4	0	11	0	457
天理市	68	9	77	0	0	0	0	4	244	23	271	5	3	8	3	0	4	0	7	1	364
橿原市	163	31	194	0	0	0	0	5	223	6	234	5	17	22	6	0	27	1	34	4	488
桜井市	132	10	142	0	0	0	0	3	189	11	203	7	25	32	5	0	1	0	6	3	386
五條市	26	4	30	0	1	0	0	0	37	0	38	0	4	4	0	0	4	1	5	0	77
御所市	34	6	40	0	0	0	0	2	40	0	42	0	0	0	0	0	2	0	2	0	84
生駒市	152	18	170	0	0	0	0	7	212	2	221	6	8	14	1	0	8	0	9	2	416
香芝市	85	15	100	0	0	0	0	2	154	2	158	2	5	7	2	0	6	0	8	1	274
葛城市	57	9	66	0	0	0	0	0	81	0	81	1	5	6	1	0	2	0	3	1	157
宇陀市	29	7	36	0	0	0	0	0	96	6	102	2	2	4	0	0	2	0	2	0	144
山添村	0	1	1	0	0	0	0	0	9	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
平群町	16	2	18	0	0	0	0	2	38	3	43	0	0	0	0	0	1	0	1	0	62
三郷町	18	1	19	0	0	0	0	2	48	3	53	2	1	3	2	0	0	0	2	0	77
斑鳩町	43	6	49	0	0	1	0	0	75	1	77	2	3	5	2	0	2	0	4	2	137
安堵町	12	1	13	0	0	0	0	0	15	0	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28
川西町	7	1	8	0	0	0	0	0	21	0	21	1	0	1	1	0	0	0	1	0	31
三宅町	6	0	6	0	0	0	0	1	27	0	28	0	1	1	0	0	1	0	1	0	36
田原本町	46	6	52	0	0	0	0	1	111	3	115	1	1	2	1	0	2	0	3	1	173
曾爾村	2	0	2	0	0	0	0	0	8	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
御杖村	2	0	2	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
高取町	11	0	11	0	0	0	0	0	10	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21
明日香村	3	1	4	0	0	0	0	0	3	0	3	0	0	0	0	1	1	0	2	0	9
上牧町	50	4	54	0	0	0	0	0	40	0	40	1	0	1	0	0	2	0	2	0	97
王寺町	10	3	13	0	0	0	0	2	46	2	50	1	0	1	1	0	1	0	2	0	66
広陵町	59	8	67	0	0	0	0	0	71	0	71	1	3	4	0	0	6	0	6	0	148
河合町	18	3	21	0	0	0	0	0	26	0	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47
吉野町	4	2	6	0	0	0	0	1	11	0	12	0	0	0	0	0	2	0	2	0	20
大淀町	21	1	22	0	0	0	0	0	28	2	30	1	1	2	2	0	4	0	6	0	60
下市町	2	0	2	0	0	0	0	0	9	0	9	0	0	0	0	0	3	0	3	0	14
黒滝村	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
天川村	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
野迫川村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
十津川村	2	0	2	0	0	0	0	0	7	0	7	2	0	2	0	0	3	0	3	0	14
下北山村	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
上北山村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
川上村	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
東吉野村	9	0	9	0	0	0	0	0	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12
39市町村の計	1,325	184	1,509	0	1	2	0	40	2,317	97	2,457	45	111	156	38	1	106	2	147	19	4,288
県外	8	4	12	0	0	0	0	1	3	0	4	2	1	3	1	0	0	0	1	1	21
不明	2	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
合計	1,335	189	1,524	0	1	2	0	41	2,320	97	2,461	47	112	159	39	1	106	2	148	20	4,312

(6)相談種類別対応件数

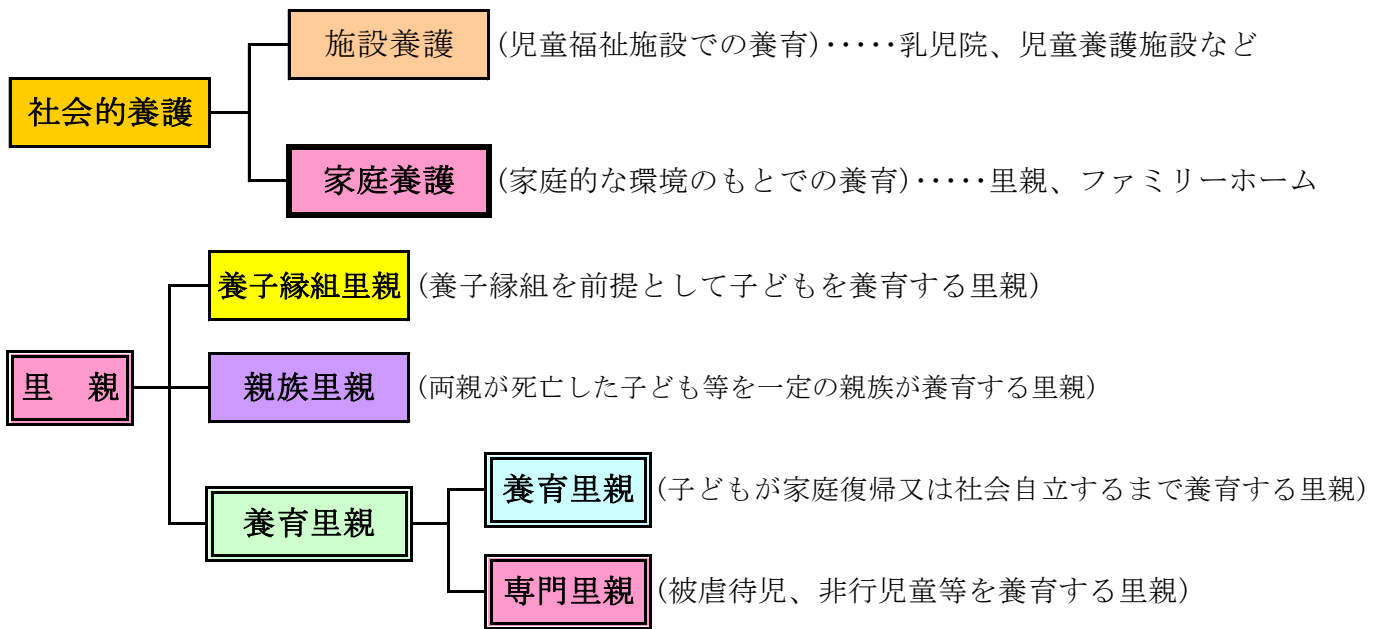
(単位:援助件数)

令和5年度	面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター 指導・指導委託	市町村指導委託	市町村送致	福祉事務所送致又は通知	訓戒・誓約	家庭裁判所送致	児童福祉施設		指定発達支援医療機関委託	里親委託	障害児入所施設等への利用契約	その他	未処理	総計
	助言指導	継続指導	他機関斡旋									入所	通所						
児童虐待	1,083	118	58	72	0	3	2	0	0	0	0	34	0	0	18	0	38	66	1,492
他の養護	94	38	5	7	0	0	0	0	0	0	0	22	0	0	11	0	17	17	211
養護相談	1,177	156	63	79	0	3	2	0	0	0	0	56	0	0	29	0	55	83	1,703
保健相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
肢体不自由	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
視聴覚障害	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
言語発達障害等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
重症心身障害	28	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	15	0	0	47
知的障害	2,088	0	229	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	10	4	6	2,338
自閉症等	96	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	97
障害相談	2,214	0	231	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	26	4	7	2,485
ぐ犯行為等	24	11	2	2	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	1	0	2	5	50
触法行為等	60	20	8	4	0	0	0	0	0	10	1	7	0	0	0	0	1	17	128
非行相談	84	31	10	6	0	0	0	0	0	10	1	10	0	0	1	0	3	22	178
性格行動等	26	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	3	5	41
不登校	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
適性	106	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	106
育児・しつけ	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	4
育成相談	135	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	5	5	152
その他の相談	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	3	22
総数	3,622	190	306	85	0	3	2	0	0	10	1	71	0	0	30	26	74	120	4,540



## 5 里親の状況

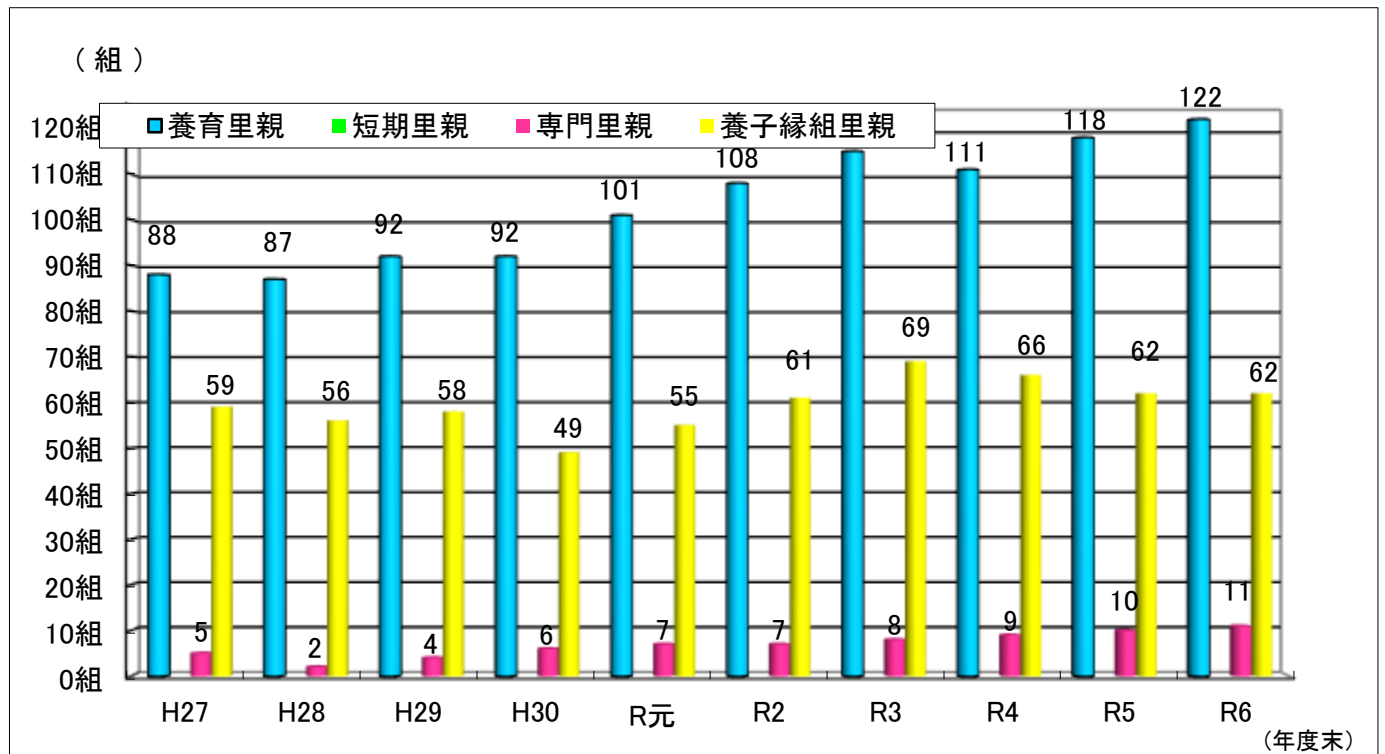
※ R4は、令和4年4月1日に設置された奈良市子どもセンター所管分を除いた数値。



### (1) 里親登録状況(各年度末)

年 度	養育里親	短期里親	専門里親	養子縁組里親	計
H27	88組		5組	59組	131組
H28	87組		2組	56組	126組
H29	92組		4組	58組	131組
H30	92組		6組	49組	121組
R元	101組		7組	55組	132組
R2	108組		7組	61組	146組
R3	115組		8組	69組	158組
R4	111組		9組	66組	142組
R5	118組		10組	62組	147組
R6	122組		11組	62組	149組

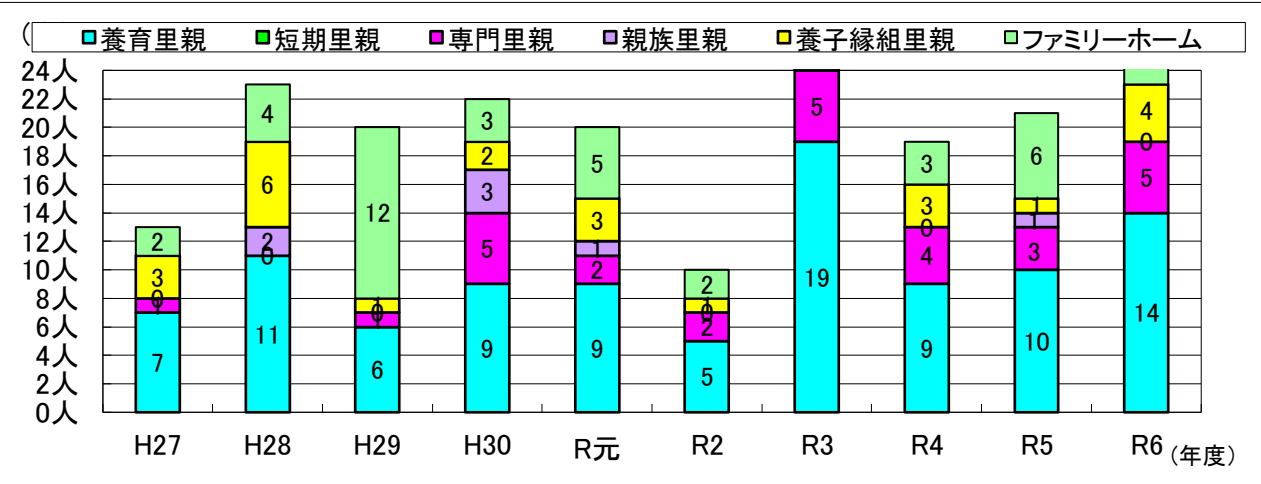
※H21年度より短期里親は養育里親に含まれます。  
 ※専門里親は、養育里親を兼ねています。  
 ※養育里親と養子縁組里親を兼ねる里親がいるため、単純合計数と計は合いません。



(2) 里親委託状況

①新たに里親・ファミリーホームに委託した児童数 (各年度)

年度	養育里親	短期里親	専門里親	親族里親	養子縁組里親	ファミリーホーム	合計
H27	7人		1人	0人	3人	2人	13人
H28	11人		0人	2人	6人	4人	23人
H29	6人		1人	0人	1人	12人	20人
H30	9人		5人	3人	2人	3人	22人
R元	9人		2人	1人	3人	5人	20人
R2	5人		2人	0人	1人	2人	10人
R3	19人		5人	4人	0人	5人	33人
R4	9人		4人	0人	3人	3人	19人
R5	10人		3人	1人	1人	6人	21人
R6	14人		5人	0人	4人	8人	31人

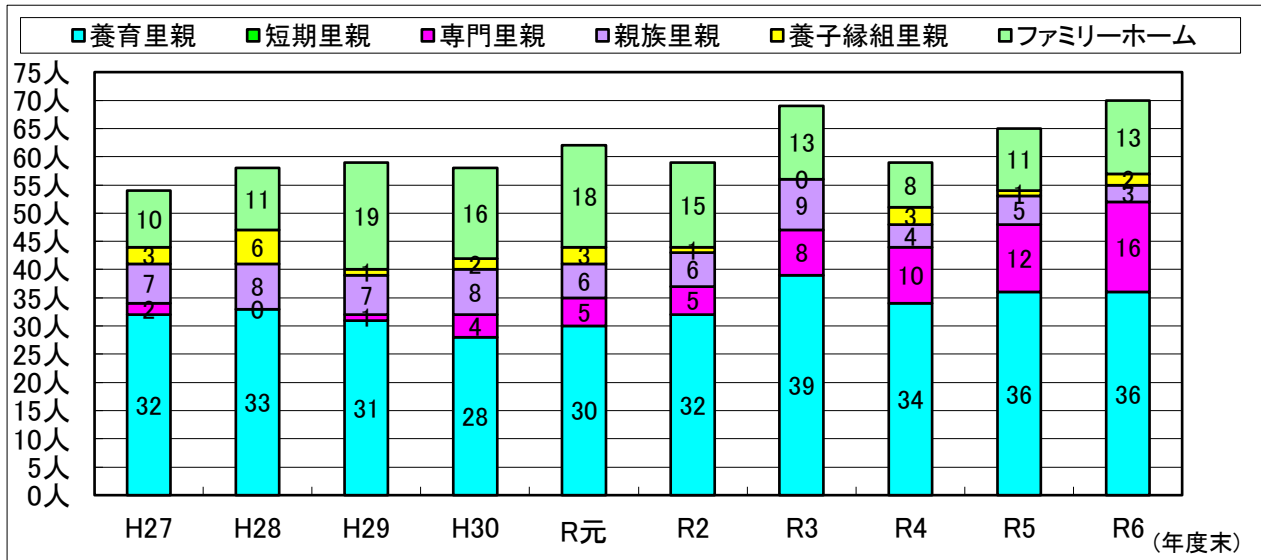


※里親委託率=里親・ファミリーホーム在籍人数/児童養護施設・乳児院・里親・ファミリーホーム在席人数

②里親委託中の児童数(各年度末)

\* 里親委託率の定義=

年度	養育里親	短期里親	専門里親	親族里親	養子縁組里親	ファミリーホーム	合計	里親等委託率
H27	32人		2人	7人	3人	10人	54人	16.8%
H28	33人		0人	8人	6人	11人	58人	18.1%
H29	31人		1人	7人	1人	19人	59人	18.0%
H30	28人		4人	8人	2人	16人	58人	17.4%
R元	30人		5人	6人	3人	18人	62人	19.0%
R2	32人		5人	6人	1人	15人	59人	18.8%
R3	39人		8人	9人	0人	13人	69人	21.9%
R4	34人		10人	4人	3人	8人	59人	22.0%
R5	36人		12人	5人	1人	11人	65人	24.1%
R6	36人		16人	3人	2人	13人	70人	25.2%





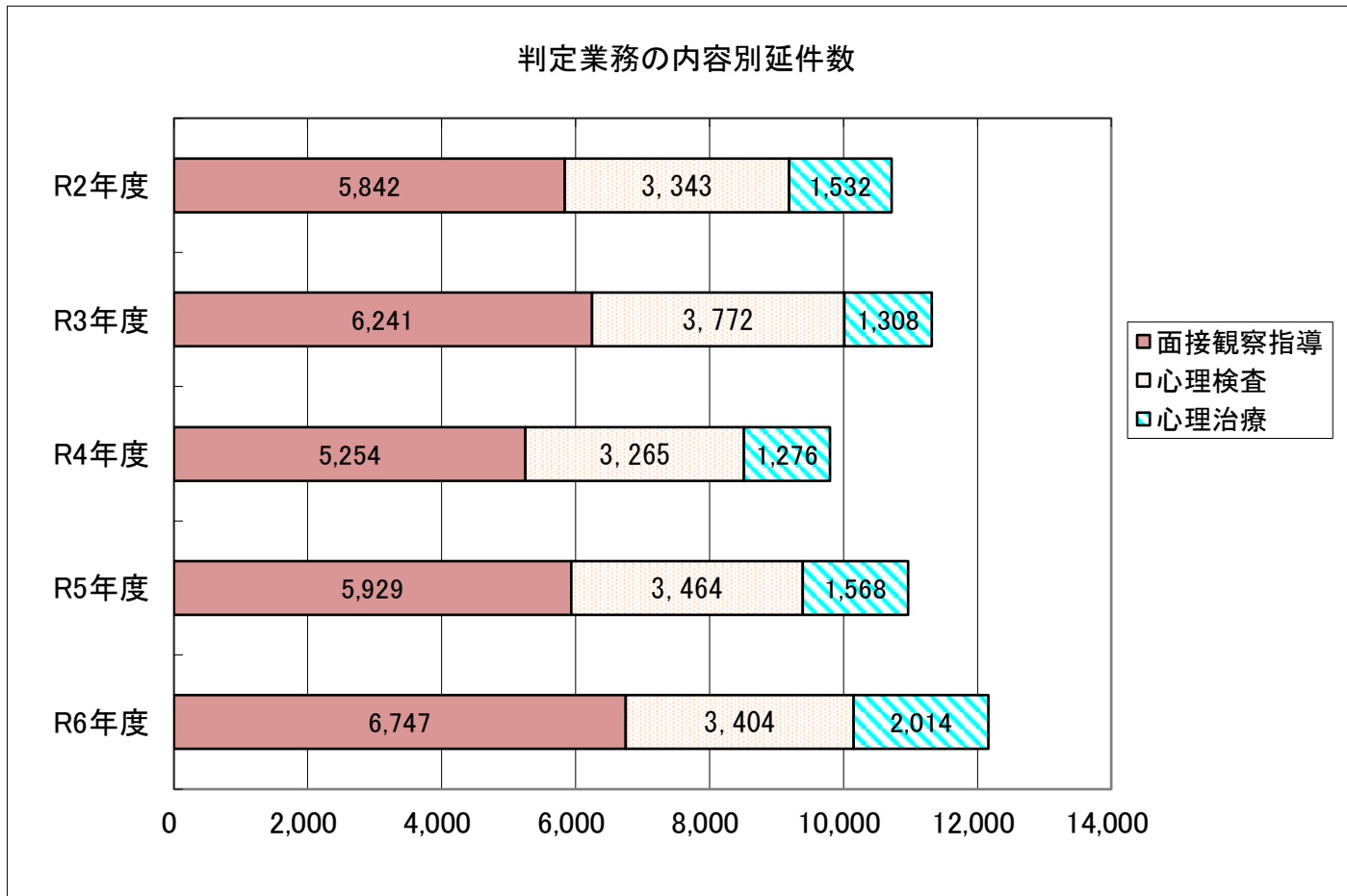
## 6 判定業務

※ 令和4年度以降は、令和4年4月1日に設置された奈良市子どもセンター所管分を除いた数値

### (1) 判定業務の内容別延件数

(単位:件)

	面接観察指導	心理検査	心理治療
R2年度	5,842	3,343	1,532
R3年度	6,241	3,772	1,308
R4年度	5,254	3,265	1,276
R5年度	5,929	3,464	1,568
R6年度	6,747	3,404	2,014



### (2) R6年度心理検査の内訳

(単位:件)

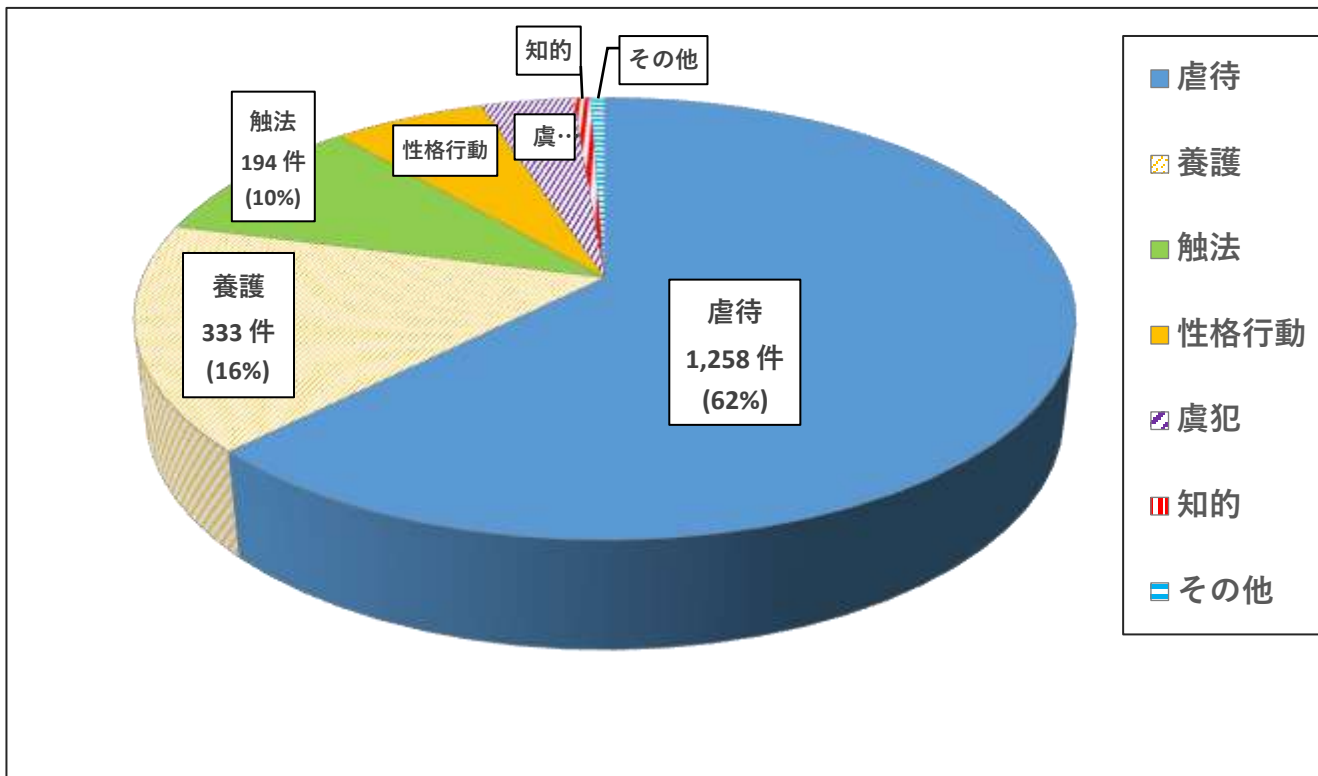
心理検査名		件数
知能検査	WISC知能検査	83
	WAIS知能検査	5
	グッドイナフ人物画知能検査	1
	計	89
発達検査	新版K式発達検査2020	1,554
	遠城寺式乳幼児分析的発達検査	24
	KIDS乳幼児発達スケール	26
	S-M社会生活能力検査	26
	社会生活能力目安表	1,368
	その他の発達検査	1
	計	2,999

心理検査名		件数
人格検査	バウム・テスト	137
	P-Fスタディ	94
	ロールシャッハ・テスト	3
	文章完成テスト	2
	動的家族画	8
	その他の人格検査	9
	計	253
	その他	CBCL
TSCC		30
その他		23
計		63

(3) 児童心理司による心理治療対象別延件数と割合(R6年度)

(単位:件)

種別	虐待	養護	触法	性格行動	虞犯	知的	その他	合計
件数	1,258	333	194	126	77	14	12	2,014



(4) 療育手帳判定書の発行状況

(単位:件)

	新規取得	再判定	合計
R2年度	451	848	1,299
R3年度	501	998	1,499
R4年度	602	677	1,279
R5年度	594	686	1,280
R6年度	558	873	1,431

